

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーペリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議【発注者指定型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【発注者指定型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（本業務の特記仕様事項）

第11条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

○生物調査及び人と自然との触れ合いの活動の場調査

1. 陸生動物調査（鳥類）

調査内容を以下に示す。

表 1 陸生動物調査（鳥類）の調査内容

調査日	概要
調査範囲	埋立計画地周辺、マリンピア沖洲周辺、マリンピア沖洲人工海浜周辺、新町川導流堤周辺
調査方法	鳥類調査は、定点観察法及びルート観察法によって、出現種、確認位置、個体数、行動、飛翔痕を記録する。また、重要種の確認は、前述のデータに加え写真記録を行う。 調査時間は最干潮時刻を含む 1 時間とその前後 2 時間、計 5 時間とする（例として、最干潮が 10 時 20 分の場合は 8 時から 13 時を調査時間帯とする）。最干潮時刻の前 2 時間が日の出前の場合は、最干潮時刻の 1 時間前から 5 時間を調査時間とする。
調査時期	越冬期：R8. 1 春の渡り期前半：R8. 3 中旬～下旬 春の渡り期後半：R8. 5 上旬 秋の渡り期：R8. 9～R8. 10

・報告書の作成

上記調査結果とともに発注者が別途提示する環境現況調査結果について整理し、報告書としてとりまとめる。

詳細については、監督員との協議によるものとする。



図1 陸生動物調査（鳥類）位置図

2. 水生動物調査

調査内容を以下に示す。

表 2 水生動物調査の調査内容

項目	概要
調査項目	動物プランクトン 魚卵・稚仔魚 底生生物（水底） 底生生物（砂州） 付着生物（動物）
調査地点	動物プランクトン：1 地点（St. 1） ※St. 1 は水質調査、底質調査と同じ地点 魚卵・稚仔魚：1 地点（St. 1） 底生生物（水底）：1 地点（St. 1） 底生生物（砂州）：1 測線（SL で 3 地点：SL. 1、SL. 2、SL. 3） 付着生物（動物）：2 地点（St. 2、St. 3）
調査方法	動物プランクトン：北原式定量ネットを用いて、底上 1m から水面までの鉛直曳きを行い、動物プランクトンを採取する。採取した試料は室内での同定によって、出現種と個体数を計測する。 魚卵・稚仔魚：丸稚ネットを作業船にて約 1 ノットで 10 分間曳網し、試料を採取する。採取した試料は室内で出現種の同定を行う。 底生生物（水底）：水底に堆積する泥をスミス・マッキンタイヤ型採泥器を用いて 3 回採泥し、1mm 目ふるいにかけた後の残演物を中性ホルマリンで固定する。採取した試料は室内での同定によって出現種、個体数、湿重量を計測する。 底生生物（砂州）：大潮の干潮頃に埋立計画地内の砂州に設けた 1 測線に対して深度に応じた 3 地点を設定し、それぞれの地点で 30cm×30cm、深さ 30cm の範囲の砂泥をハンドスコップなどで採取してバットに移し、1mm 目ふるいにかけた後の残演物を中性ホルマリンで固定する。採取した試料は室内での同定によって出現種、個体数、湿重量を計測する。 ※深度について、潮間帯上部（満潮時に水没）、潮間帯中部（平均水面付近）、潮間帯下部（干潮時に底面が露出する汀線付近）とする。 付着生物：潮間帯の 3 層（上層、中層、下層）に 33cm×33cm 方形枠を設置し、その中の付着生物をスクレーパー等によって剥ぎ取って試料を採取（坪刈り）し、中性ホルマリンで固定する。採取した試料は室内での同定によって出現種、個体数、湿重量を計測する。付着状況については、ベルトトランセクト法により、50cm×50cm 方形枠内の付着（被覆）状況を目視にて観察し被度を記録するとともに、写真撮影を行う。
調査時期	冬季：R8. 2 春季：R8. 5 夏季：R8. 8 秋季：R8. 11

- ・報告書の作成

上記調査結果とともに発注者が別途提示する環境現況調査結果について整理し、報告書としてとりまとめる。

詳細については、監督員との協議によるものとする。

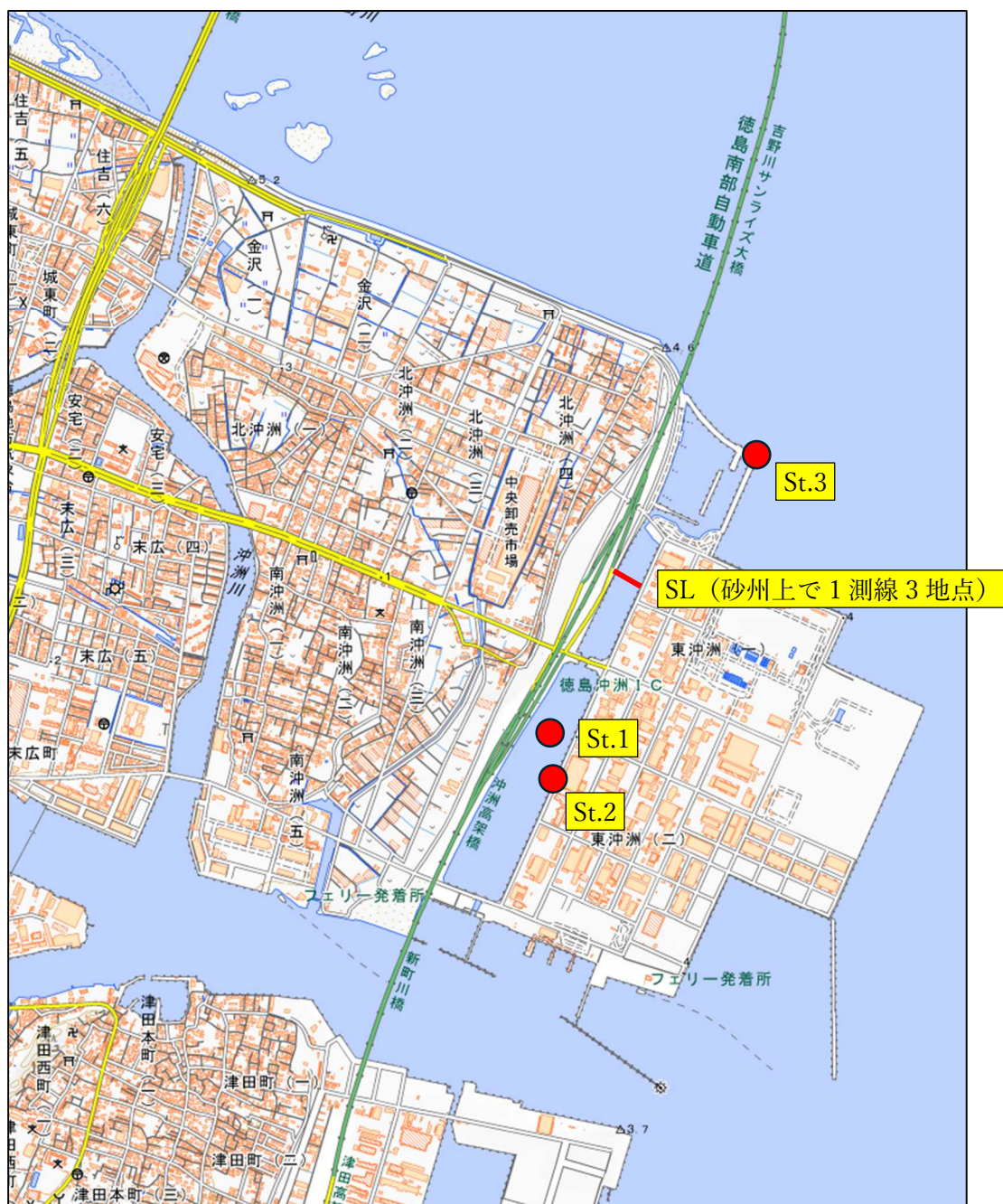


図2 水生動物調査位置図

3. 水生植物調査

調査内容を以下に示す。

表 3 水生植物調査の調査内容

項目	概要
調査項目	植物プランクトン 付着生物（植物） 藻場調査
調査地点	植物プランクトン：1 地点（St. 1） ※St. 1 は水質調査、底質調査と同じ地点 付着生物（植物）：2 地点（St. 2、St. 3） 藻場調査：埋立計画地内
調査方法 調査範囲	植物プランクトン：バンドーン型採水器により、調査地点の上層（海面下 0. 5m）及び中層（海面下 2. 0m）の 2 層から採水し、それぞれを試料とする。 採取した試料は、5%程度の中性ホルマリンで固定後、室内分析によって同定し、種数や細胞数等の測定を行う。 付着生物：潮間帯の 3 層（上層、中層、下層）に 33cm×33cm 方形枠を設置し、その中の付着生物をスクレーパー等によって剥ぎ取って試料を採取（坪刈り）し、中性ホルマリンで固定する。採取した試料は室内での同定によって出現種、個体数、湿重量を計測する。付着状況については、ベルトトランセクト法により、50cm×50cm 方形枠内の付着（被覆）状況を目視にて観察し被度を記録するとともに、写真撮影を行う。 藻場調査：埋立計画地内を船上からの目視及び適宜潜水を行い、水中の植物群落の主要な構成種の確認及び分布範囲を調査して記録する。
調査時期	冬季：R8. 2 春季：R8. 5 夏季：R8. 8 秋季：R8. 11

・報告書の作成

上記調査結果とともに発注者が別途提示する環境現況調査結果について整理し、報告書としてとりまとめる。

詳細については、監督員との協議によるものとする。



図3 水生植物調査位置図

4. 人と自然との触れ合いの活動の場調査

調査内容を以下に示す。

表 4 人と自然との触れ合いの活動の場調査の調査内容

項目	概要
調査項目	休日における埋立計画地周辺でのレクリエーション、レジャー等の利用状況（利用目的・携帯、利用時期、利用時間、利用頻度、利用者の構成、利用者の居住地）、アクセス状況（アクセス手段、主な経路）
調査方法	9:00～16:00 までの1時間毎に活動状況を目視観察及び利用者への聞き取り
調査範囲	埋立計画地周辺、マリンピア沖洲周辺（主に水辺）、マリンピア沖洲人工海浜周辺、新町川導流堤周辺
調査時期	冬季：R8.2（休日） 春季：R8.5（休日） 夏季：R8.8（休日） 秋季：R8.11（休日）

※冬季、春季、夏季、秋季の調査は表中の時期を基本とするが、協議等により適宜設定するものとする。

・報告書の作成

上記調査結果とともに発注者が別途提示する環境現況調査結果について整理し、報告書としてとりまとめる。

詳細については、監督員との協議によるものとする。



図4 人と自然との触れ合い活動の場調査位置図